

令和6年第4回

中津川市議会（定例会）議案

令和6年8月29日

令和6年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

議第 64 号	中津川市各種委員等給与条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・	4
議第 65 号	中津川市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・	6
議第 66 号	中津川市病児保育所の設置等に関する条例の一部改正について・・・	8
議第 67 号	中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・	10
議第 68 号	中津川市国民健康保険条例の一部改正について・・・・・・・・	13
議第 69 号	中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて・・・・・・・・・・・・	18
議第 70 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	19
議第 71 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	20
議第 72 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	21
議第 73 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	22
議第 74 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	23
議第 75 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	24
議第 76 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	25
議第 77 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	26
議第 78 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・	27

議第 79 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて・・・・・	28
議第 80 号	財産の取得について・・・・・・・・・・・・	29
議第 81 号	和解について・・・・・・・・・・・・	30
議第 82 号	市道路線の認定について・・・・・・・・	32
議第 83 号	市道路線の認定について・・・・・・・・	34
議第 84 号	市道路線の認定について・・・・・・・・	36
議第 85 号	市道路線の廃止について・・・・・・・・	38
議第 86 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・	40
議第 87 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・	41
議第 88 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・	42
議第 89 号	指定管理者の指定について・・・・・・・・	43

議第64号

中津川市各種委員等給与条例の一部改正について

中津川市各種委員等給与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

学校運営協議会委員に対する報酬を支給するため、この条例を定めようとする。

中津川市各種委員等給与条例の一部を改正する条例

中津川市各種委員等給与条例（昭和32年中津川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条に該当する者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者うち第2号に該当しないもの

第1条第5号を削る。

第4条第2項中「第1条第3号」を「地方公務員法第3条第3項第3号の2」に改める。

別表第1スポーツ推進委員の項の後に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額	10,000円
-----------	----	---------

別表第1中「地方公務員法第3条第3項第3号及び第3号の2」を「第1条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第65号

中津川市税条例の一部改正について

中津川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

地方税法及び私立学校法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市税条例の一部を改正する条例

中津川市税条例（昭和26年中津川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、「岐阜県知事又は岐阜県教育委員会の許可を受けた特定公益信託に対する金銭に限る」を「岐阜県知事の許可を受けた公益信託に対する寄附金に限る」に改め、同項第9号を次のように改める。

（9） 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の中津川市税条例第34条の7第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議第66号

中津川市病児保育所の設置等に関する条例の一部改正について
中津川市病児保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する
ものとする。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

ひとり親世帯（児童扶養手当受給者世帯等）の病児保育所使用料を無料にするため、この条例を定めようとする。

中津川市病児保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市病児保育所の設置等に関する条例（平成30年中津川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の項の後に次のように加える。

ひとり親世帯（児童扶養手当受給者世帯又はひとり親家庭等福祉医療費受給者世帯）	無料
--	----

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議第67号

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年中津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」を「第49条・第50条」に改める。

第6条第1項中「、第7条の3第2項」を削り、「、第17条第1項」を「並びに第17条第1項」に改め、「並びに附則第3条」を削り、「行われ、及び」の次に「、」を加え、同項本文中「第3号において同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議第68号

中津川市国民健康保険条例の一部改正について

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

提案説明

国民健康保険法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中津川市国民健康保険条例（昭和34年中津川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るもの除去。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第15条の前の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号及び同項第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の2を次のように改める。

第17条の2 削除

第17条の3の前の見出しを削り、第17条の5を次のように改める。

第17条の3 削除

第17条の5 削除

第17条の5の2を削る。

第17条の6中「又は第17条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第17条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1項において同じ。)」を削る。

第17条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第17条の6の4の前の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の6の6の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号、同項第2号及び同項第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の6の7を次のように改める。

第17条の6の7 削除

第17条の6の8の前の見出しを削り、第17条の6の10及び第17条の6の11を次のように改める。

第17条の6の8 削除

第17条の6の10 削除

第17条の6の11 削除

第17条の6の12中「又は第17条の6の7」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第17条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条第1

項において同じ。)」を削る。

第17条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第20条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第17条の2」及び「若しくは第17条の6の7」を削り、「場合を除く。」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第17条の5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなくなった」を削り、同条第2項中「、第17条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第17条の6の7」及び「若しくは第17条の5」を削る。

第21条第1項中「又は第17条の2」を削り、同項第1号中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「又は第17条の2」及び「又は第17条の6の7」を削り、同条第4項中「又は第17条の2」を削る。

第21条の3第1項中「又は第17条の5」を削り、同条第3項中「又は第17条の5」、「又は第17条の6の10」及び「、「第17条第2項」とあるのは「第17条の6の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第17条の5」を削り、同条第6項中「又は第17条の5」、「又は第17条の6の10」及び「、「第17条第2項」とあるのは「第17条の6の6第2項」と」を削る。

第21条の4第1項中「又は第17条の2」を削り、同条第3項中「又は第17条の2」及び「又は第17条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第17条の2」を削り、同条第7項中「又は第17条の2」及び「又は第17条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第17条の2」を削る。

第23条第1項中「6月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年)」を加える。

第29条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれを応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条及び第29条の改正規定

は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第69号

中津川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて
地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を中津
川市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市付知町	曾我 能昌

議第70号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市落合	上田 さよ

議第71号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて
人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人
権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市坂下	宮澤 祥子

議第72号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市川上	小縣直美

議第73号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市加子母	佐藤 秀子

議第74号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市付知町	丹羽 久子

議第75号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市付知町	早川 久雄

議第76号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市蛭川	保方 多津美

議第77号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市蛭川	国枝 泰穂

議第78号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市山口	田中 恵子

議第79号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市神坂	島田 千寿

議第80号

財産の取得について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年
中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得したいので、議会の議
決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

1 財産の種別及び数量 校務系及び学習系パソコン 73台

2 取得金額 27,500,000円

3 取得の相手方 中津川市東町2番3号

株式会社システムヨシムラ

代表取締役 吉村 久美子

議第81号

和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解したいので、議会の議決を求める。

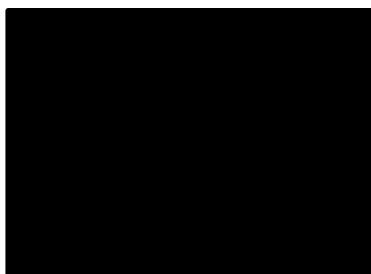
令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

1 申立人

中津川市

2 和解の相手方



3 事件名

損害賠償請求調停申立事件

4 和解の要旨

- (1) 相手方 [REDACTED] は、申立人に対し、本件解決金として、42万円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方 [REDACTED] は、申立人に対し、本件解決金として、42万円の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方 [REDACTED] は、申立人に対し、第1項の金員（42万円）を、令和6年11月8日限り、十六銀行中津川支店の「中津川市会計管理者 古田 永次」

名義の当座預金口座（口座番号37380）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は相手方 [REDACTED] の負担とする。

(4) 相手方 [REDACTED] は、申立人に対し、第2項の金員（42万円）を、令和6年11月8日限り、十六銀行中津川支店の「中津川市会計管理者 古田 永次」名義の当座預金口座（口座番号37380）に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は相手方 [REDACTED] の負担とする。

(5) 申立人はその余の請求を放棄する。

(6) 申立人及び相手方らは、申立人と相手方らそれぞれとの間には、本件に関し、本調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 調停費用は、各自の負担とする。

議第82号

市道路線の認定について

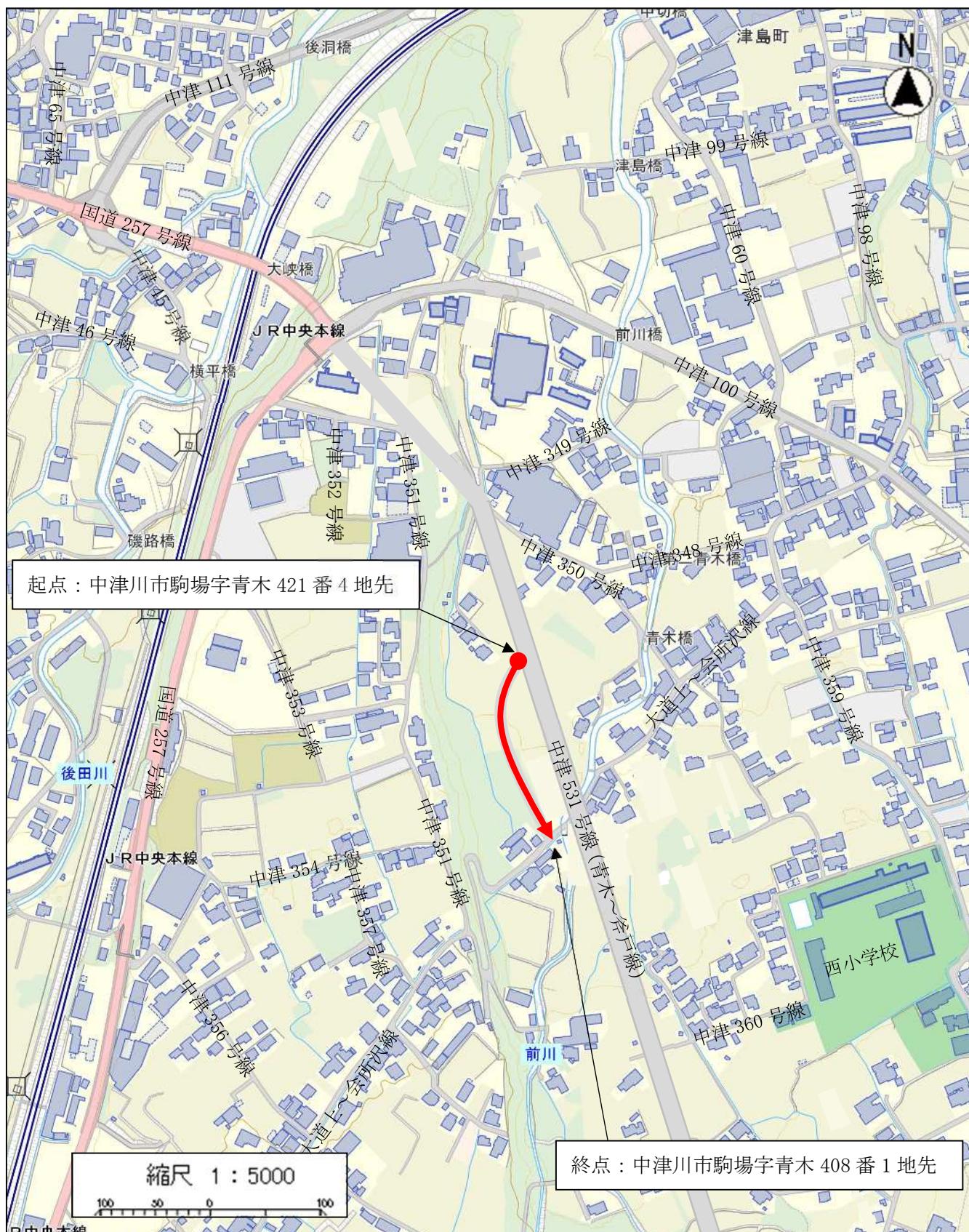
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1539	中津539号線	中津川市駒場字青木421番4地先
		中津川市駒場字青木408番1地先

位 置 図



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡 例
1 5 3 9	中津539号線	1 9 6 . 1 1	5 . 5 0 ~ 6 . 0 0	→

議第83号

市道路線の認定について

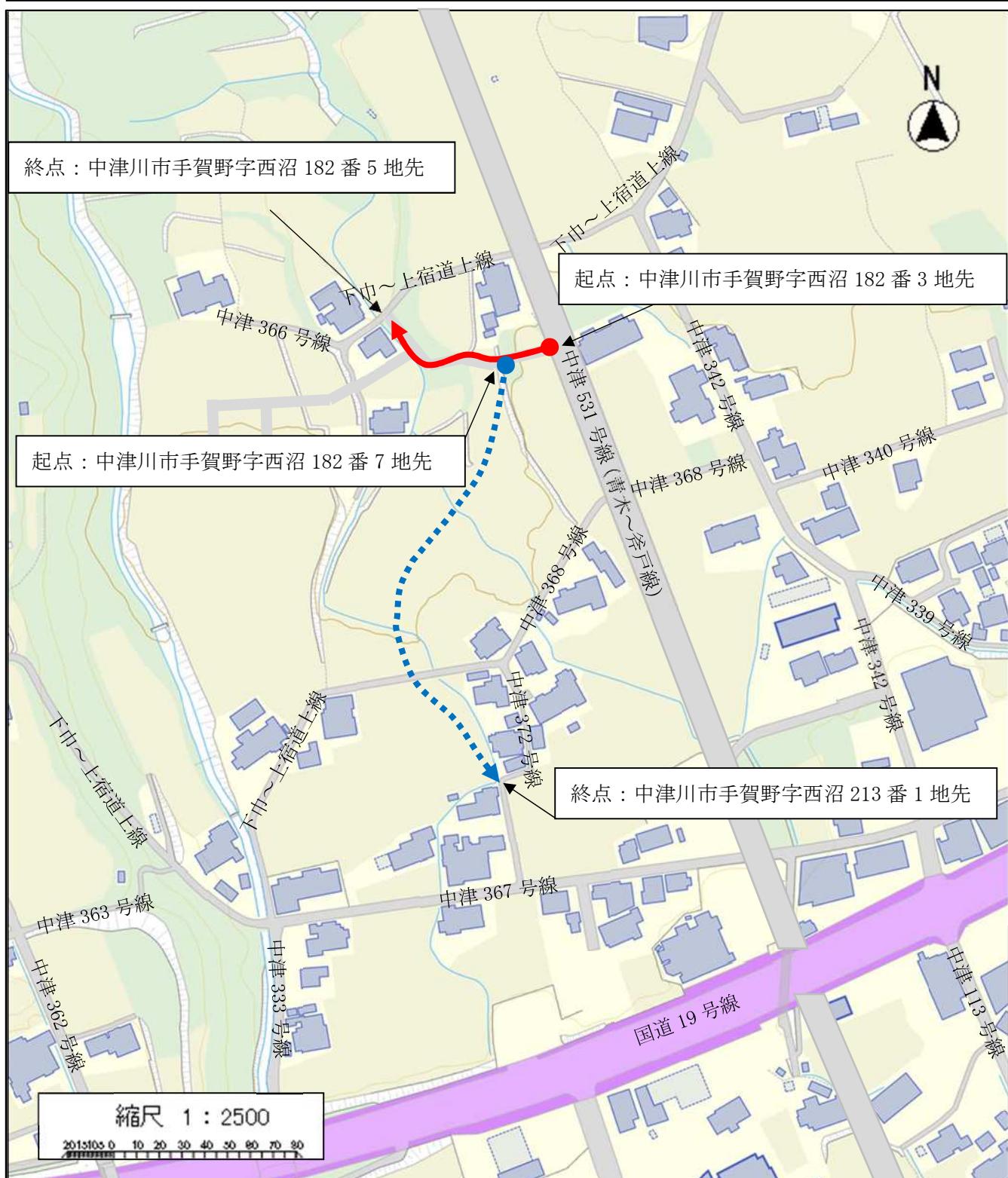
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1540	中津540号線	中津川市手賀野字西沼182番3地先
		中津川市手賀野字西沼182番5地先

位 置 図



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡 例
1540	中津540号線	75.67	6.00	
1541	中津541号線	249.92	6.00	

議第84号

市道路線の認定について

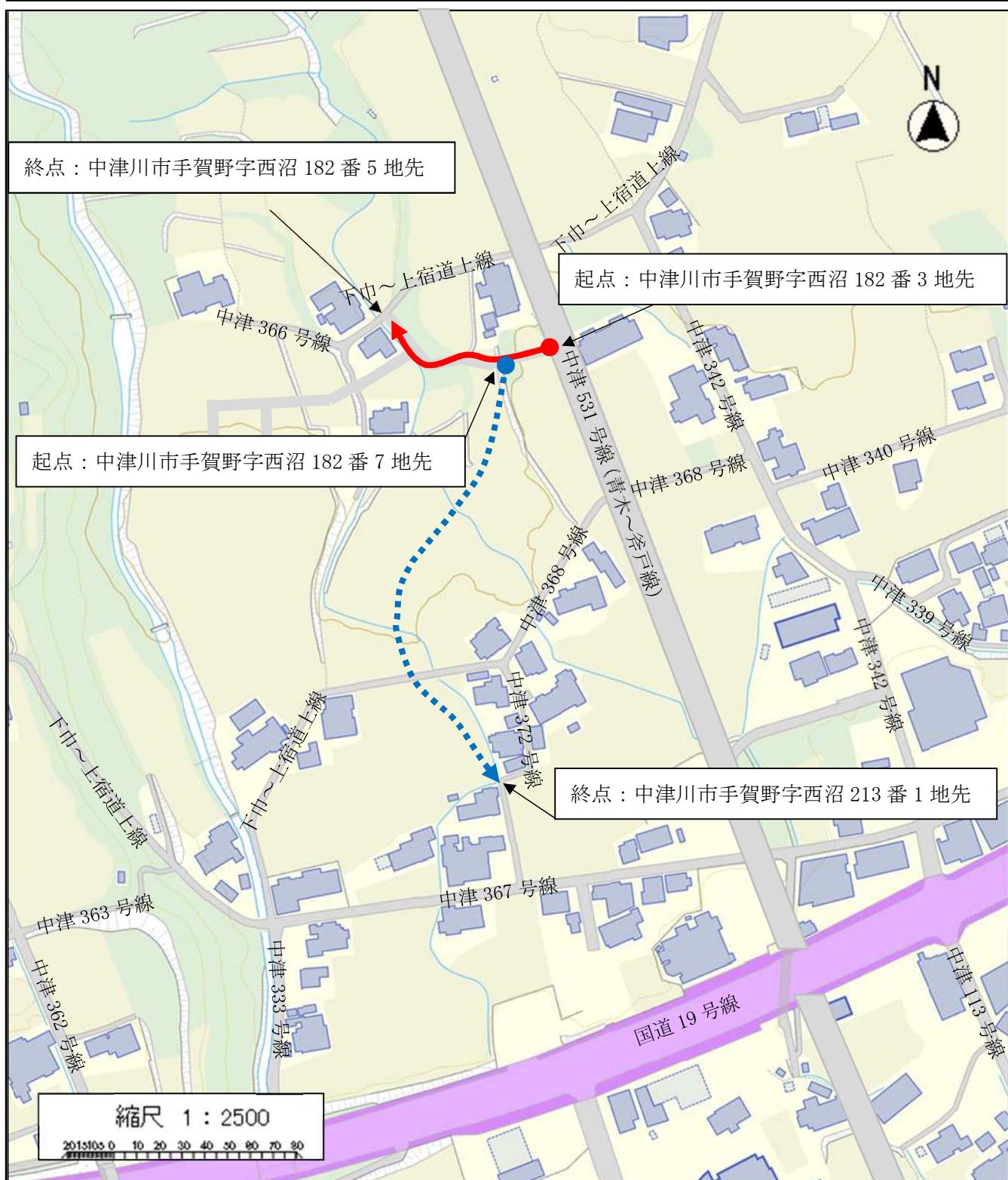
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	起 点
		終 点
1541	中津541号線	中津川市手賀野字西沼182番7地先
		中津川市手賀野字西沼213番1地先

位 置 図



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡 例
1540	中津540号線	75.67	6.00	
1541	中津541号線	249.92	6.00	

議第85号

市道路線の廃止について

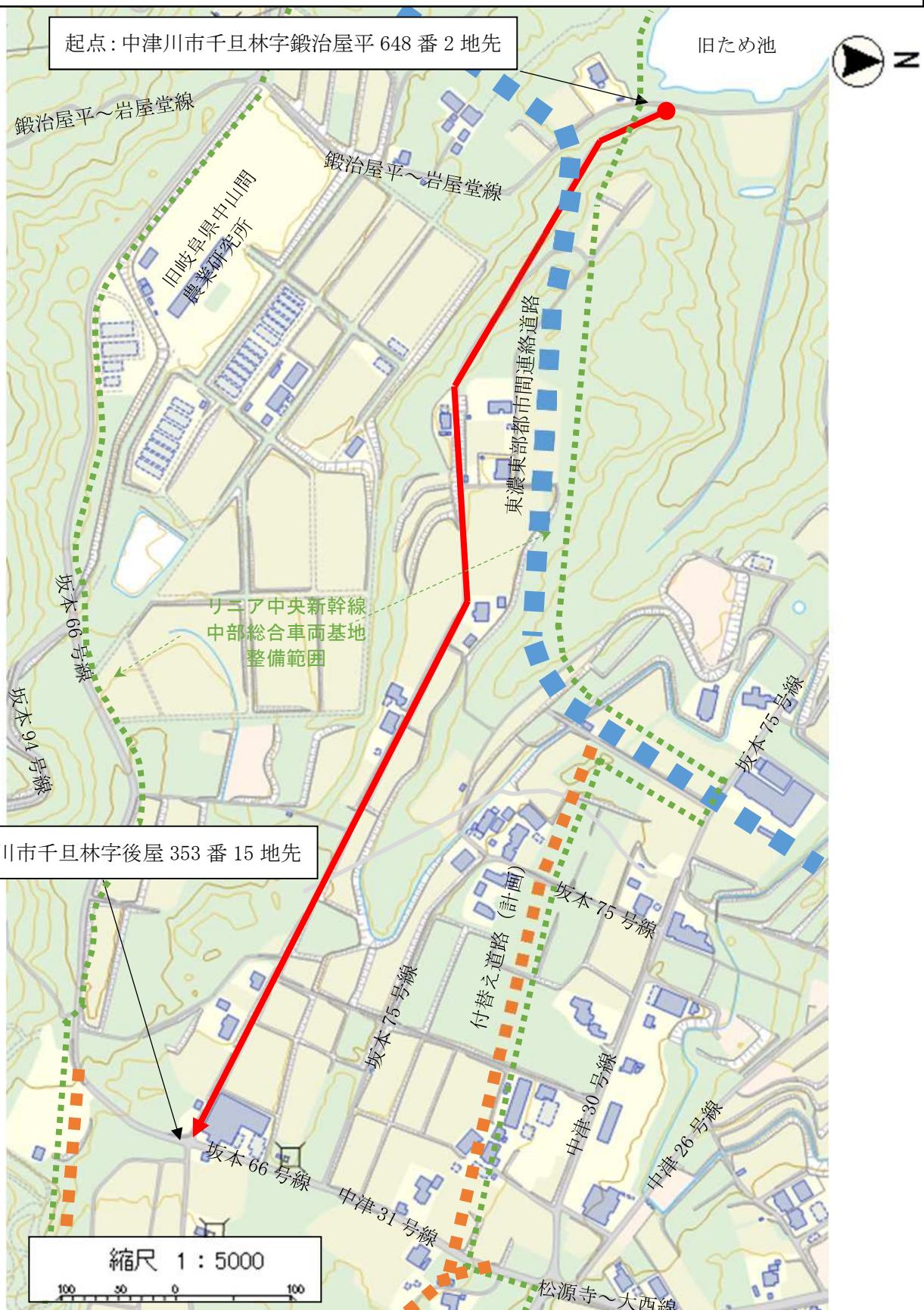
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3076	坂本76号線	中津川市千旦林字鍛冶屋平648番2地先
		中津川市千旦林字後屋353番15地先

位置図



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡 例
3076	坂本 76 号線	979.60	3.50 ~ 5.65	→

議第86号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市障がい者就労支援事業所 さかした 中津川市坂下1523番地1
	中津川市障がい者就労支援事業所 かしも 中津川市加子母3822番地276
	中津川市障がい者就労支援事業所 ふくおか 中津川市福岡714番地2
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第87号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の名称及び位置	中津川市付知デイサービスセンター 中津川市付知町5881番地32
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議第88号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市蛭川福祉センター 中津川市蛭川4862番地1
	中津川市蛭川デイサービスセンター 中津川市蛭川4862番地1
	中津川市蛭川ショートステイ事業所 中津川市蛭川4862番地1
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

議第89号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年8月29日提出

中津川市長 小栗仁志

管理を行わせる施設の名称及び位置	中津川市坂下交流促進施設 中津川市坂下450番地2
指定管理者	中津川市坂下435番地28 坂下商業開発協同組合
指定期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで